

(2) 計画の実効性の確保について

1 現状

- 本市の財政危機
 - ・ 企業業績の悪化に伴う市税収入の減収などにより、財政状況は極めて悪い。
 - ・ 事業の効率化、融合による事務事業の見直しなど、聖域を設けず改革・創造を推進。
- 現行計画の推進状況の点検・評価
 - ・ 「新規・充実」項目について、実施済・着手・未着手に分類し、進行管理しているが、施策面での評価では、実施済後の状況を見ていくことが大切な場合が多い。
 - ・ 取組項目の数は多いが（21年度：223項目（うち再掲項目数42））、もう少し大きな枠組で扱うほうが、施策レベルで効果を考える上では、有効と思われる場合がある。また、「新規・充実」と「継続」を別に編纂しているが、継続項目も併せて見ていくことが必要と思われる項目もある。
 - ・ 重点取組は新規予算分を基本として掲載しているが、消費生活基本計画上の重点としての位置付けは、若干あいまいな面がある。
- 現行計画の推進体制
 - ・ 庁内会議「消費生活行政推進会議」による計画の推進
 - 議 長：市民生活部長
 - 構 成：計画に取組項目のある関係課（約20、課長級）
 - 事務局：市民総合相談課
 - 注1 必要な場合は上記の関係課以外の課も含めて専門委員会を設置
（例）多重債務問題対策専門委員会（市民総合相談課ほか計7）
 - 注2 消費者安全法施行時の対応
 - 同法第12条により、市町村には消費者事故等の発生に関する情報の通知が義務付けられており、市民総合相談課から全庁に周知徹底を図り、また、担当課から通知を行った場合は、市民総合相談課へも情報提供を行うこととした。
 - ・ 庁外会議「京都市消費生活関係機関等連絡調整会議」の設置
（京都府、京都府警察、京都弁護士会、日本司法支援センター京都地方事務所、京都司法書士会、近畿財務局京都財務事務所、大学コンソーシアム京都の7機関で立ち上げ、計画策定時に1回開催。）

2 課題

- 選択と集中による施策の推進
 - ・ 消費生活行政の根幹は消費者保護（消費生活相談レベルアップ等、消費生活行政で取り組む消費者保護は、取引行為に関するトラブルへの対応が主要課題）
 - ・ 暮らしの消費生活行政としての広い視野とのバランス
- 客観的な評価指標の設定
- 庁内、府、国等、関係機関との連携体制や役割分担等

3 今後の方向性